

結婚新生活支援補助金

利根町が新婚生活のスタートを応援します！

町では、結婚に伴う経済的負担を軽減し、地域における少子化対策の推進や移住定住の促進に資することを目的に、結婚に伴う新生活に係る住居費や引っ越しに係る費用を補助します。

※予算上限額に達した場合は、受け付けを締め切る場合があります。

▼補助金の金額

- ・夫婦のいずれもが婚姻日において満29歳以下・・・最大60万円
- ・夫婦のいずれもが婚姻日において満39歳以下・・・最大30万円

▼補助対象の費用

- ・住宅取得費用
- ・住宅のリフォーム費用（倉庫、門、フェンス、植栽などに係る経費や、エアコン、洗濯機などの家電購入、設置に係る経費などは対象外）
- ・住宅賃貸費用
- ・引越し費用

支給要件や申請方法などの詳細は、町公式ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ

政策企画課 地域振興係
☎ 68・2211（内線332）



町公式ホームページ

新築マイホーム取得助成金

今年度の申請は11月2日(月)まで！

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築確認日から5年以内の未使用住宅）を購入した方に対し、予算の範囲内で住宅取得に要した費用を助成しています。

申請には、申請者が町税などを滞納していないことや自治会などに加入していることなどの要件があります。詳細は町公式ホームページをご覧ください。役場政策企画課までお問い合わせください。

▼申請期限 11月2日(月) 必着

※住宅取得に伴う登記の日から1年以内に申請してください。

▼助成金額 25万円

※左記加算要件に該当する場合、それぞれ助成金に加算します。

加算要件	加算金額
中学生以下の子供と同居する世帯	当該子ども1人につき5万円（上限15万円）
転入世帯（※）	10万円
テレワークにより勤務を行う転入世帯	5万円

※申請者または配偶者が申請日前1年間、町民でない方または、住宅取得前に転入し、転入後1年以内に住宅を取得した方

●問い合わせ 政策企画課 地域振興係
☎ 68-2211（内線332）
Eメール：chiiki@town.tone.lg.jp



町公式ホームページ

奨学金返還支援補助金

令和9年1月4日(月)から申請を受け付けます！

町では、若年層の定住促進を図るため、奨学金の貸与を受けて大学などを卒業し、利根町に居住しながら就労している方（新卒者に限り、求職中の方も含む）の奨学金返還金の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を交付します。

令和7年度から、対象者を既卒者（平成29年3月から令和7年3月までに大学などを卒業後、継続して利根町に居住し、就労している方）にも拡大しました。

▼申請期間

令和9年1月4日(月)～2月26日(金)

▼補助金額・対象者

【パターン1】 上限20万円/年
新卒者、パターン1（左記フロー図参照）として交付決定を受け、今年度も継続して交付決定を受け、今年度も継続して申請する方など

【パターン2】 上限10万円/年
既卒者など

※左記フロー図は、申請の目安に利用いただくものであり、補助金の交付を確約するものではありません。

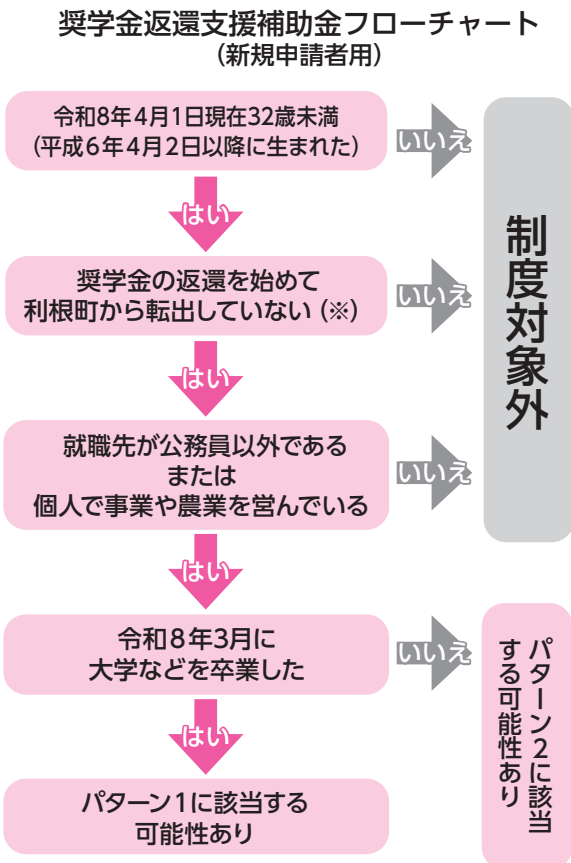
※国家公務員・地方公務員・独立行政法人職員は対象外です。

奨学金の返還開始日から利根町で居住していることや町税を滞納していないことなどの要件があります。詳細は、町公式ホームページをご覧ください。役場政策企画課までお問い合わせください。

▼問い合わせ 政策企画課 地域振興係
☎ 68・2211（内線332）
Eメール：chiiki@town.tone.lg.jp

町公式ホームページ

奨学金返還支援補助金フローチャート（新規申請者用）



※利根町に住所があっても、居住していない場合や利根町から通勤していない場合は対象外です。



町公式ホームページ